**１　介護保険の理念・介護給付適正化**

１）制度の目的

国民の共同連帯の理念に基づき、加齢に伴って生じる心身の変化等により、介護を要する状態になっても、尊厳を保持し、その有する能力に応じて、その人らしい自立した日常生活を営むことができるように、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ること

サービスの給付は、医療との連携にも十分配慮し、要介護状態等の軽減または悪化の防止に資するように行われるものとされています。

介護保険制度の本来の目的は、はすなわち高齢者の「自立した日常生活」を支援することであり、この「自立」には身体的自立に限らず、精神的自立、社会的自立の観点も含まれます。こうした自立支援を進めていくためには、高齢者の自己決定を尊重すること、今までの生活が継続できるように支援すること、残存能力の維持・向上・活用を支援することが大切です。

２）介護給付の適正化

過剰なサービスは自立を阻害し、能力の低下を招きます。また、給付額が増えるごとに自己負担や介護保険料が増大し、利用者の負担を直接的・間接的に増加させることに繋がります。必要なサービスを減らすべきではありませんが、これらを踏まえ、適切なケアプランを作成し、機械的で漫然としたサービス提供ではなく、利用者ごとに過不足のないサービス提供を行えるよう、ケアプラン点検や事業所面談を行うことがあります。点検項目の内容を確認し、地域資源の活用、現行サービスの見直しを行うことで、利用者個々の目標にあったケアプランの作成に取り組んで下さい。

３）居宅療養管理指導の適正化

　主に住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅において、居宅療養管理指導を一律で限度回数まで取得するケースが見受けられます。ケアプラン点検（サービス内容の確認）の対象となり、当該サービス事業所並びに施設に対し調査を行う場合があります。情報提供等にご協力をお願いします。なお、制度改正における末期がん等の対応による回数制限の増加につきまして、これを制限するものではありません。

４）住所地特例者等が利用する他市事業所に対する適正化及び指導

　守口市外の事業所においても、守口市の被保険者がサービスを受けている場合は適正化の対象となり、疑義が生じた際には所管自治体と連携し指導を行うことがあります。

**２　利用者の介護認定調査に同席する際の留意事項について**

１）認定調査とは

新規の要介護認定に係る認定調査は、市町村職員もしくは事務受託法人が実施することになっています。また、更新及び区分変更申請にかかる認定調査については、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設その他の厚生労働省で定める事業者、もしくは施設又は介護支援専門員であって厚生労働省令で定めるもので、都道府県及び指定都市が行う研修を修了した者に委託することができるとされています。

認定調査は、全国一律の方法によって、公平公正で客観的かつ正確に行われる必要があるとされており、特記事項については、必要に応じて調査対象者の介護の手間を理解するうえで必要な情報をわかりやすく記載する必要があるとされています。ここでいう介護の手間とは、調査対象者の能力に応じた評価を行うものであり、介助者の能力や都合による介護を基に評価を行うべきではありません。

２）同席の際の留意事項

　認定調査の際に同席する者として、家族やヘルパーなどの直接介助者が考えられます。ケアマネジャーは直接介助者ではないことから、**同席は必須ではありません。**また、同席者は認定調査の整合性、正確性を高めるために、認定調査員から確認されたことを答えるものです。意思決定が可能な方の調査に同席し、認定調査員に対し極端な状況や、本来の能力とは異なる、介助者の能力や都合によるお世話に基づいた状態像を説明される、といった報告を受けています。正しい認定がされず本人の自立能力を阻害するおそれがあり、説明内容に誇大や虚偽があると判断された場合には、介護給付費の返還（介護保険法第２２条第１項）、**市町村による区分変更認定**（介護保険法30条）、認定の取消による利用者自己負担の発生、同席ケアマネジャー事業所に対し、指導・監査等を行う場合があります。なお**、令和７年度より認定調査員へ、調査時に調査対象者や同席者の話、サービス提供回数に疑義がある場合、認定調査票確認表による市への報告を求めています。**

（介護保険法第22条第１項）

偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、市町村は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができるほか、当該偽りその他不正の行為によって受けた保険給付が第51条の３第１項の規定による特定入所者介護サービス費の支給、第51条の４第１項の規定による特例特定入所者介護サービス費の支給、第61条の３第１項の規定による特定入所者介護予防サービス費の支給又は第61条の４第１項の規定による特例特定入所者介護予防サービス費の支給であるときは、市町村は、厚生労働大臣の定める基準により、その者から当該偽りその他不正の行為によって支給を受けた額の百分の二百に相当する額以下の金額を徴収することができる。